



日本司法支援センター （法テラス）の支援

法務省大臣官房司法法制部

司法法制課

総合法律支援推進室

法務省

本講義の内容

- 日本司法支援センター（法テラス）とは
- 法テラスが行う支援業務
- 事例で見る犯罪被害者支援

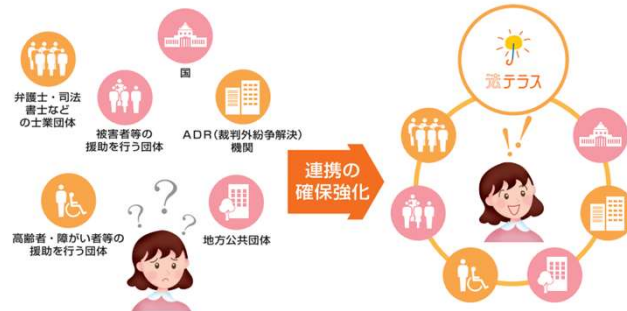
法テラスとは

法テラスは

「国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法」を目指す司法制度改革の柱として、総合法律支援法に基づき、政府全額出資で設立されました。

全国の相談窓口の情報がひとつになっていないために窓口にとどりつけなかったり、経済的な理由で弁護士・司法書士などの法律の専門家に相談ができない、近くに法律専門家がいなかったといった問題があり、これまで司法は国民にとって使い勝手がよいとは言えないものでした。

法テラスでは、これらの問題を改善して、法的トラブルの解決に必要な情報やサービスをどなたでも簡単に利用できる、法的解決への「道しるべ」となるための活動を全国で行っています。



3

法テラスの主なサービス

法テラスは、各種機関・団体とネットワークの構築・強化に努めながら、以下のサービスを提供しています。

情報提供

お問合せ内容に応じ、解決に役立つ法制度や、相談機関・団体などに関する情報を、電話やメール、チャット、面談により、無料で提供しています。

民事法律扶助

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合には弁護士や司法書士費用等の立替えを行います。

犯罪被害者支援

犯罪被害者やそのご家族などからの問合せに対し、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度情報、相談窓口をご案内し、必要に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行います。また、一定の要件の下、弁護士との無料法律相談や弁護士に依頼した場合の費用等の援助を行っています。

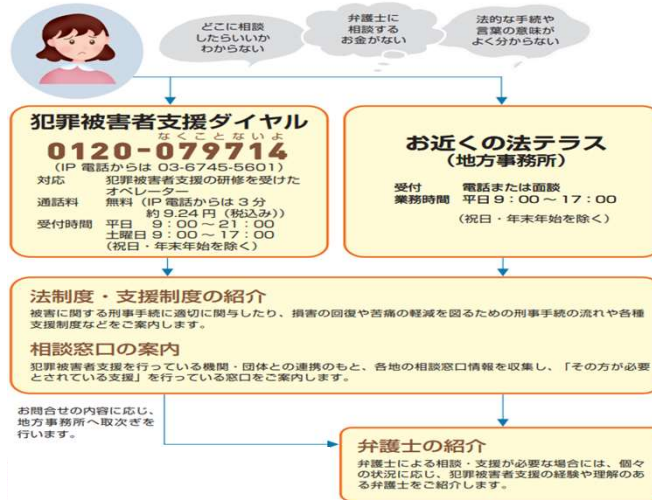
司法過疎対策を含む スタッフ弁護士に関する業務

常勤弁護士（スタッフ弁護士）に、民事法律扶助事件や国選弁護事件などを取り扱わせます。また、身近に法律家がない司法過疎地域にも事務所を設置し、そこに配置したスタッフ弁護士に法律事務全般を取り扱わせます。

4

犯罪被害者支援業務

法テラスでは、殺人、傷害、性犯罪、配偶者からの暴力（DV）などの犯罪の被害にあわれた方々やその家族の方などの個々の状況に応じ、様々な支援情報を提供するほか、一定の要件に該当される方には弁護士費用の援助制度のご利用を案内するなど、犯罪被害者を多角的にサポートしています。



5

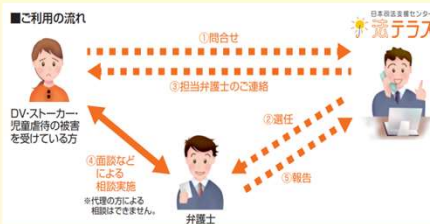
弁護士費用等に関する援助制度

DV 等被害者法律相談援助制度

(民事手続 / 刑事手続 / 行政手続)

DV・ストーカー・児童虐待の被害を受けている方に対し、資力にかかわらず、弁護士による速やかな法律相談を実施します。被害の防止に必要な相談であれば、刑事・民事問わずご相談いただけます。

一定の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料 (税込 5,500 円) をご負担いただけます。



資産基準…法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が 300 万円以下であること

※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から 1 年以内に支出することとなると認められる費用の額 (治療費など) は、現金・預貯金の合計額から控除します。

※資産基準の「資産」とは、法律相談実施時に自由に使える現金・預貯金をいいます。「加害者に管理されているため自由に引き出すことができない預貯金」などは「資産」に含まれません。



6

弁護士費用等に関する援助制度

被害者参加人のための各種制度

●被害者参加制度とは？

一定の犯罪の被害者などが、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度です。
参加を許可された被害者などは、「被害者参加人」と呼ばれます。



被害者参加人のための国選弁護制度

（刑事手続）

経済的に余裕のない被害者参加人の方も、弁護士（被害者参加弁護士）による援助を受けられるようにするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度です。

被害者参加旅費等支給制度

（刑事手続）

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費等を支給する制度です。被害者参加人の資力等に関わらず、請求することができます。

旅費（交通費）及び日当が支払われるほか、出席する裁判所が遠方のためなどの理由で宿泊しなければならない方には、宿泊料も支払われます。



7

弁護士費用等に関する援助制度

民事法律扶助制度

（民事裁判等手続）

民事、家事及び行政に関する手続等について、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行います。

（例）・損害賠償命令制度の利用
・損害賠償請求（訴訟等）
・保護命令申立て など

日弁連委託援助制度

※代理人となる弁護士を通じての申込が必要です。

犯罪被害者法律援助

（刑事手続／行政手続）

殺人・傷害・性犯罪・ストーカー等の被害者やご家族の方などを対象に、刑事手続・少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行います。

（例）・被害届提出
・マスコミ対応
・少年審判傍聴付添 等

子どもに対する法律援助

（行政手続／法的手続）

児童虐待その他の事由により人権救済を必要としており、親等からの協力を得られない子どもを対象に、行政手続、訴訟等に関する援助を行います。

（例）・行政機関（児童相談所等）や施設との交渉代理
・訴訟代理



8

事例で見る犯罪被害者支援①

事例1 DV編

A子さんは、夫と2人の子どもと同居している4人家族。
数か月前から、夫から殴られたり、「出ていけ」と言われたり、暴力・暴言を受けていました。
ある日、A子さんは、夫から首を絞められる暴力を受けたため、身の危険を感じ、警察に通報、
夫は傷害罪で逮捕されました。
その後、別れる決意を固めましたが、金銭面で今後の生活に不安を感じています。

法テラスに問合せ

法テラス職員



夫と離婚したいと思っています。
自分だけではどうしたらいいかわからず、困っています。

A子さん



速やかに弁護士を紹介いたします。
法テラスの各種制度を利用すると、
弁護士との相談や依頼にかかる費用等の援助を受けられます。



事例で見る犯罪被害者支援①

弁護士と相談

離婚手続をお願いしたいです。
離婚後、子どもたちとの生活が経済的に不安です。

A子さん



弁護士

まずは離婚調停を裁判所に申し立てる必要があります。
その中で、相手方に離婚後の養育費を請求しましょう。

弁護士に依頼

弁護士が代理人として、離婚調停を裁判所に申し立てる。
弁護士から裁判所に申入れをし、調停期日に被害者と加害者が顔を合わせないようにしてもらう。
その後、調停成立。

加害者と顔を合わせることなく、離婚することができました。A子さん
子どもの養育費を毎月もらえることになりました。



事例で見る犯罪被害者支援②

事例2 性被害編

会社員であるB子さんは、勤務先の上司から同意の無い性行為を強要される被害にあいました。その被害によって精神的に大きな苦痛を感じ、会社に行くことができず、退職することになりました。

法テラスに問合せ

法テラス職員



上司を逮捕してもらいたいです。 B子さん
どうしたらいいですか。



被害届の提出や告訴が考えられます。
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を無料で紹介しますので相談してみてもいいでしょうか。



11

事例で見る犯罪被害者支援②

弁護士と相談

告訴したいのですが、一人でできるか不安です。 B子さん
警察からの事情聴取で、うまく話せるか分かりません。



弁護士

弁護士が代理人として告訴状を作成し、警察署に提出することができます。事情聴取に同行することもできます。

弁護士に依頼

弁護士が告訴状を作成し、警察署に提出。
加害者は逮捕され、事情聴取の際には、弁護士が同行した。
その後、刑事裁判が始まり、加害者側から示談を持ち掛けられたため、
弁護人が対応を行った。

示談の結果、慰謝料をもらうことになりました。 B子さん



12

ご視聴ありがとうございました。



法務省